

大巖寺宝物殿ニュース 第23号

当山『日鑑』にみられるトピックから (一)

大巖寺住職 長谷川 匡俊

当山所蔵史料の中でも、寺院における年ごとの日々の動静を伝える『日鑑』の存在は、当山の歴史を顧みる上で重要である。現存する『日鑑』の上限は明和五年(一七六八)正月であり、途中欠落している時期もあるが、下限は明治八年(一八七五)二月で、全二七冊に及ぶ。

今号から、しばらくの間、年次を追いながら『日鑑』を紐解いて、当寺の多様な側面を紹介してみよう。

①明和五年正月晦日条には、仁戸名村の弥右衛門が、例年の「年玉」(当寺へ奉納する金額)は青銅貳拾疋宛であったが、「去年不作二付御断申上十疋持参」と、不作を理由に減額してもらっている。加えて、去年「盆供」を持参していなかったたので、その「盆供料拾疋持参」と記されている、

②同年二月十九日条には、軍談師の森浪江なる人物がご機嫌伺に参上し、一宿している。そして二十二日になると、その軍談師が千葉柏屋治兵衛を同道して来寺し、浪江の弟子柳子

を「法鉢」すなわち剃髪得度していただきたいと願ひ出があり、これを許可して名を「往来」と授けた。また今回の柳子剃髪に関して、上記兩名から「諸親類相障儀無之」と、異存なき旨の一通を受け取っている。

③同月二十五日条には、南生実源太が先達で「日課三万遍誓諾」のお札に蔵五十抱を差し上げた見え、この篤信の人物は、この頃しばしば当山に参詣していたことが散見される。

④六月八日条から月末までの間、末寺・末庵より人別帳の提出が相次いでいる。たとえば、八日条には、「地藏堂宗旨印形之由申来」とあり、十日条には、「百首松翁院、佐貫安国寺登山、人別証文持参、右之節老樽差上之、安国寺小麦粉式袋差上之」、十四日条には、「最頂寺、瑞安寺使僧登山、人別帳持参」、十五日条には、末寺の人別帳持参に加えて、「御門前名主惣人別帳下書持参、左之通り申付」とみえ、翌日には「御門前人別帳相納候」とある。こうして月末の二十八日になると、「人別帳出来、依之縁山相納候、出府順聴へ被仰付候」と、諸末寺等から提出された宗門人別帳を一括して、一宗の総録所である増上寺へ使僧を遣わし届けられる。

⑤八月二日から同月二十日までの間には、当寺

を離檀した者の帰檀に至る経過が記されている。二日条から、仁戸名村の平左衛門は、何時のころからか、当寺を離檀して日蓮宗常真寺の檀家になっていたのだが、この度常真寺の離檀を許されたことがわかる。七日条では、同村三左衛門も同様だという。その後の経過は紙数の関係で省かざるを得ないが、注意すべきは、離檀証文の文言に「平左衛門亡母並妻離檀証文、弥右衛門妻離檀証文、右式通慥ニ受取申候」と記されていることである。二日条には、本件について当寺から総録所に提出した書面の返書が掲載されている。

貴簡致拝見候、然者其境仁戸名村平左衛門と申者先祖代々貴寺檀那ニ候処、何頃よりか日蓮義ニ改宗仕高田常真寺檀那に相成居候、然処今般当人並村役人願之上、右平左衛門並家内不殘帰檀被仰渡候段御申越候、御紙面之趣致承知候、右為御報如此御座候、恐惶謹言 八月十七日、清光院教我書印、源興院玄了書印 曇龍騰譽書印 在定辺誉書印 生実大巖寺

もはや説明は要しないであろうが、あえて言えば、当地方が日蓮宗の教線が強いことや、女性の婚姻前の実家の宗派との関係が気になるところである。

発行所
住所
電話

大巖寺文化苑
千葉市中央区大巖寺町一八〇
043(261)2917